

有田圏域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 有田圏域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、圏域内に居住する障害児（者）の自立した社会生活及び日常生活を支援するため、ライフステージに応じた福祉、保健医療、療育、就学、就労等の各種サービスを総合的に調整及び推進することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次項に定める委員をもって組織する。

- 2 市町障害福祉担当課職員、有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員、相談事業委託事業所相談支援専門員、県相談支援体制整備事業（アドバイザー）、市町精神保健福祉担当課職員、振興局健康福祉部担当課職員、こころの医療センター担当職員、たちばな支援学校職員、公共職業安定所職員、発達障害者支援センター職員、障害福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員、市町教育委員会指導主事及びその他サービス調整推進のために必要と認められる者

(事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 複合したニーズを有する障害児（者）への、具体的なサービス計画の策定及び関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等
- (2) 前条に規定する者等による訪問及び相談活動を通じた、ニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 有田圏域基幹相談支援センターあねっと、委託相談支援事業所の運営評価
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善
- (6) 障害福祉計画等の策定に関する助言
- (7) その他、圏域内に居住する障害児（者）の地域生活を支援するために必要な事業

(会議)

第5条 協議会は、運営会議、全体会議、定例会議、個別ケース会議及び部会会議で構成する。

- (1) 運営会議は、協議会の中核機能をなすものとし、圏域の相談支援体制強化のための協議及び調整を行う。この場合において、招集は有田圏域基幹

相談支援センターあねっとが行い、原則として4ヶ月に1回開催するものとする。

- (2) 全体会議は、原則として年1回開催するものとし、有田圏域基幹相談支援センターあねっとが招集する。
- (3) 定例会議は、原則として年2回開催するものとし、有田圏域基幹相談支援センターあねっとが招集する。ただし、必要と認める場合は随時招集することができるものとし、必要な委員のみを招集できるものとする。
- (4) 個別ケース会議は、随時、必要な委員のみで開催するものとし、相談活動の中核となる委員が招集する。
- (5) 部会会議は、その必要に応じて設置及び開催できるものとする。

(経費)

第6条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 監査は、協議会において2名を選出する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務及び経理は、有田圏域基幹相談支援センターあねっとにおいて処理する。

2 協議会の協議事項は、市町障害福祉担当者、有田圏域基幹相談支援センターあねっとが取りまとめ及び調整を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年9月1日改正し、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月10日改正し、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月29日改正し、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月16日改正し、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月19日改正し、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年5月30日改正し、平成28年6月1日から施行する。

有田圏域自立支援協議会運営

(運営構成員)

・有田圏域市町障害福祉担当課職員、有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員で行う。

・有田圏域市町障害福祉担当課職員の中で運営を代表し、圏域内で持ち回りとする。

(以下)

令和 5 年度・・・有田市

令和 6 年度・・・有田川町

令和 7 年度・・・湯浅町

令和 8 年度・・・広川町

・庶務事務は、有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員で行う。

(会議構成員)

	委 員 構 成	
運営会議	市町障害福祉担当課職員 振興局健康福祉部担当課職員 相談支援事業委託事業所職員 県相談支援体制整備事業（アドバイザー） 有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員	年に3回 ※ 必要時 (5月・9月・1月)
全体会議	市町障害保健福祉課長・担当課職員 振興局健康福祉部担当課長・担当課職員 相談支援事業委託事業所職員 県相談支援体制整備事業（アドバイザー） 有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員 こころの医療センター担当職員 独立行政法人国立病院機構 和歌山病院 職員 たちばな支援学校長・職員 公共職業安定所長・職員 障害者就業・生活支援センター長・職員 発達障害者支援センター長 和歌山産業技術専門学院（職業訓練コーディネーター） 障害福祉サービス事業所長 社会福祉協議会事務局長 市町教育委員会指導主事 当事者・家族会等、その他必要な機関	年1回 (6月)

定例会議	市町障害保健福祉担当職員 振興局健康福祉部担当課長・担当職員 相談支援事業委託事業所職員 県相談支援体制整備事業（アドバイザー） 有田圏域基幹相談支援センターあねっと職員 こころの医療センター担当職員 独立行政法人国立病院機構 和歌山病院 職員 たちばな支援学校職員 湯浅公共職業安定所職員 障害者就業・生活支援センター職員 発達障害者支援センター職員 和歌山産業技術専門学院（職業訓練コーディネーター） 障害福祉サービス事業所職員 社会福祉協議会職員 市町教育委員会指導主事 その他必要な機関 ※議題に応じて委員も増減あります。	年２回 （１０月・２月）
個別ケース会議	随時、必要な委員で開催する。	必要に応じて
部会会議	部会会議は、部会ごとに随時必要な委員で開催する。 ・就労部会（一般就労・福祉的就労） ・精神障害者部会 ・地域生活支援部会 ・子ども部会 ・権利擁護部会	部会開催

＊ 委員は固定化せず、議題に合わせた出席者を積極的に招く。